

新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (略)</p> <p>第2章 組織 (<u>会員</u>)</p> <p>第4条 本協議会は、第2条の目的に賛同し、入会の承認を受けた団体及び個人である<u>会員</u>をもって組織する。</p> <p>2 会長は、入会しようとするものが協議会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できると認めた場合、入会を承認し、次の総会に報告するものとする。</p> <p>3 会長は、退会しようとする<u>会員</u>が退会届を協議会の事務局に提出し退会を認めた場合、次の総会に報告するものとする。</p> <p><u>(会員の活動)</u></p> <p>第5条 <u>会員は、次の各号に定める事項について活動する。</u></p> <p>(1) <u>地域資源を生かした活動の実践</u></p> <p>(2) <u>地域資源の保存</u></p> <p>(3) <u>市内団体同士の連携</u></p> <p>(4) <u>イベント等への参加</u></p> <p>(5) <u>そのほか会長が必要と認める事項</u></p> <p>(役員)</p> <p>第6条 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 2人</p> <p>(3) 運営委員 若干名</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (略)</p> <p>第2章 組織 (<u>委員</u>)</p> <p>第4条 本協議会は、第2条の目的に賛同し、入会の承認を受けた団体及び個人である<u>委員</u>をもって組織する。</p> <p>2 会長は、入会しようとするものが協議会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できると認めた場合、入会を承認し、次の総会に報告するものとする。</p> <p>3 会長は、退会しようとするものが退会届を協議会の事務局に提出し退会を認めた場合、次の総会に報告するものとする。</p> <p>(加える。)</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 2人</p> <p>(3) 運営委員 若干名</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(4) 監事 2人</p> <p>(役員の選任) 第7条 会長、副会長、運営委員及び監事は、総会において選出する。</p> <p>(役員の職務) 第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代行する。 3 運営委員は、運営委員会を構成し、第13条に掲げる事項を審議する。 4 監事は、協議会の<u>事業の執行</u>及び財務を監査する。</p> <p>(顧問) 第9条 協議会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、協議会に対し、助言及び指導を行うものとする。</p> <p>(役員の任期) 第10条 役員の任期は、選出された総会の開催日の属する月の翌月から2年とする。ただし、再任は妨げない。 2 役員に欠員が生じた場合の補欠<u>役員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了の場合、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>第3章 会議 (会議) 第11条 協議会に必要なに応じて次の会議を置く。 (1) 総会</p>	<p>(4) 監事 2人</p> <p>(役員の選任) 第6条 会長、副会長、運営委員及び監事は、総会において選出する。</p> <p>(役員の職務) 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代行する。 3 運営委員は、運営委員会を構成し、<u>第12条</u>に掲げる事項を審議する。 4 監事は、協議会の<u>執行</u>及び財務を監査する。</p> <p>(顧問) 第8条 協議会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、協議会に対し、助言及び指導を行うものとする。</p> <p>(役員の任期) 第9条 役員の任期は、選出された総会の開催日の属する月の翌月から2年とする。ただし、再任は妨げない。 2 役員に欠員が生じた場合の補欠<u>の</u>任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了の場合、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>第3章 会議 (会議) 第10条 協議会に必要なに応じて次の会議を置く。 (1) 総会</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(2) 運営委員会 (3) 部会</p> <p>(総会)</p> <p>第12条 総会は、会長、副会長、運営委員、監事及びその他会員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>3 総会は次に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <p>(1) 設置要綱の制定及び改廃に関すること。 (2) 事業計画及び事業報告に関すること。 (3) 予算及び決算に関すること。 (4) 運営委員会への付託事項に関すること。 (5) その他重要な事項に関すること。</p> <p>4 総会は、会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。</p> <p>5 総会の議事は、出席会員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>6 会長は、必要に応じて顧問に総会への出席を求めることができる。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第13条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。</p> <p>2 運営委員会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 委員長 1人 (2) 副委員長 1人</p>	<p>(2) 運営委員会 (3) 部会</p> <p>(総会)</p> <p>第11条 総会は、会長、副会長、運営委員_____及びその他会員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>3 総会は次に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <p>(1) 設置要綱の制定及び改廃に関すること。 (2) 事業計画及び事業報告に関すること。 (3) 予算及び決算に関すること。 (4) 運営委員会への付託事項に関すること。 (5) その他重要な事項に関すること。</p> <p>4 総会は、会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。</p> <p>5 総会の議事は、出席会員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>6 会長は、必要に応じて顧問に総会への出席を求めることができる。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第12条 運営委員会は、_____副会長及び運営委員をもって構成する。</p> <p>2 運営委員会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 委員長 1人 (2) 副委員長 1人</p>

新旧対照表

新	旧
<p>第17条 協議会の事務を処理するため、佐渡市教育委員会社会教育課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第6章 会計 (経費)</p> <p>第18条 協議会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(予算及び決算)</p> <p>第19条 協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。</p> <p>(会計年度等)</p> <p>第20条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、佐渡市の財務に関する諸規定等を準用する。</p> <p>第7章 補則 (補則)</p> <p>第21条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>第16条 協議会の事務を処理するため、佐渡市教育委員会社会教育課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第6章 会計 (経費)</p> <p>第17条 協議会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(予算及び決算)</p> <p>第18条 協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。</p> <p>(会計年度等)</p> <p>第19条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、佐渡市の財務に関する諸規定等を準用する。</p> <p>第7章 補則 (補則)</p> <p>第20条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>

(案)

佐渡ジオパーク推進協議会設置要綱の一部改正

資料No. 4

新旧対照表

新	旧					
<p>別表（第13条関係）</p> <table border="1"><tr><td>部会名</td></tr><tr><td>調査・研究部会</td></tr><tr><td>教育部会</td></tr><tr><td>事業部会</td></tr><tr><td>広報部会</td></tr></table>	部会名	調査・研究部会	教育部会	事業部会	広報部会	<p>（加える。）</p>
部会名						
調査・研究部会						
教育部会						
事業部会						
広報部会						